

福岡県公報

平成23年7月29日
第3285号

目次

告示(第1270号-第1287号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) …………… 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○自衛官の募集	(市町村支援課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 4
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課) …………… 5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) …………… 5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) …………… 5
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) …………… 5
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) …………… 6
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) …………… 7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 9
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課) …………… 9
公 告	
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 9
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 11

雑 報

○平成22年度福岡県市町村職員共済組合の決算の公告 (市町村支援課) …………… 13

告 示

福岡県告示第1270号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市紫二丁目488番1及び488番4から488番7まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本鉄道株式会社
代表取締役 竹島 和幸

福岡県告示第1271号

椎田干拓土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
堤 功	築上郡築上町大字湊1374番地
今村 辰彦	〃 〃 〃 1356番地
田中 伊治	〃 〃 〃 1365番地
與田 洋一	〃 〃 〃 1371番地
有田 達郎	〃 〃 〃 298番地

荒巻 政義	築上郡築上町大字有安114番地
-------	-----------------

2 退任監事

氏名	住所
松本 健治	築上郡築上町大字東八田99番地 3
進 隆志	〃 〃 大字日奈古954番地 3

3 就任理事

氏名	住所
宗 裕	築上郡築上町大字湊1373番地 2
榎木 龍也	〃 〃 〃 1364番地
今倉 貞夫	〃 〃 〃 1359番地
牛島 栄樹	〃 〃 〃 1357番地
則行 義正	〃 〃 〃 230番地
大石 保弘	〃 〃 大字有安547番地

4 就任監事

氏名	住所
曾根本 和朗	築上郡築上町大字湊301番地 1
森 浩敏	〃 〃 大字有安253番地

福岡県告示第1272号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市浦志三丁目486番1、486番6、487番1及び487番6から487番12まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区生松台3丁目12番5号

大島 美津子

福岡県告示第1273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年8月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	高田 天道線 停車場	飯塚市椋本29番1から 飯塚市太郎丸796番1先まで

福岡県告示第1274号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩岐志字中村1番2、1番12及び1番15

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市志摩岐志700番地1

岐志浜区自治会代表者 小池 豊見

福岡県告示第1275号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町大字南里字ヒサゲ22番1及び22番3から22番5まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都港区港南町2丁目18番1号
株式会社 ゼンショー
代表取締役 小川 賢太郎

福岡県告示第1276号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成24年度において2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 募集種目
- (1) 2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官
- ア 海上・航空自衛隊航空学生
- イ 自衛隊一般曹候補生（第2回）

- (2) 自衛官候補生

- 2 募集期間

平成24年3・4月入隊（男子・女子）	平成23年8月1日から 平成23年9月9日まで
--------------------	----------------------------

- 3 受験資格

- (1) 海上・航空自衛隊航空学生
- 平成24年4月1日現在、18歳以上21歳未満の者で、次のいずれかに該当する者
- ア 高等学校又は中等教育学校卒業者（卒業見込みの者を含む。）
- イ アに掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（これに該当する見込みのある者を含む。）

ウ 高等専門学校第3学年次修了者（修了見込みの者を含む。）

- (2) 自衛隊一般曹候補生（第2回）及び自衛官候補生
平成24年4月1日現在18歳以上27歳未満の者
- (3) 詳細は、募集要項による。

- 4 試験期日

- (1) 海上・航空自衛隊航空学生

平成23年9月23日（金）

- (2) 自衛隊一般曹候補生（第2回）

平成23年9月17日（土）

- (3) 自衛官候補生

ア 男子

平成23年9月17日（土）及び同月18日（日）から10月3日（月）までの間のうち指定する1日

イ 女子

平成23年9月25日（日）及び26日（月）

- 5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町西八田 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)

福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所(和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所(姪浜)
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277(小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市本村字杉町662-5 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称(予定)

(1) 海上・航空自衛隊航空学生

試験場	位置	名称
福岡	福岡市東区箱崎6-10-1	九州大学箱崎キャンパス

(2) 自衛隊一般曹候補生(第2回)

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉駅新幹線口	北九州予備校小倉駅校
	飯塚市川津680-4	九州工業大学飯塚キャンパス
福岡	福岡市城南区七隈8-19-1	福岡大学
筑後	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

(3) 自衛官候補生

ア 男子(筆記)

自衛隊一般曹候補生(第2回)と同じ

イ 男子(口述・身体検査)

試験場	位置	名称
北九州	遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1	航空自衛隊芦屋基地
	築上郡築上町西八田	航空自衛隊築城基地

北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
	飯塚市津島282	陸上自衛隊飯塚駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

ウ 女子

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

福岡県告示第1277号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大保字立長1289番2、1289番23及び1289番24
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市大保1622番地1
古賀 治司

福岡県告示第1278号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市小坂井字五反田122番1、123番、124番1、124番3、132番1、132番3、

133番1、133番2、134番1及び134番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

日本マクドナルドホールディングス株式会社

代表取締役 原田 永幸

福岡県告示第1279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
武島土地改良区	平成23年7月15日

福岡県告示第1280号

武島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
尾形 秀文	久留米市安武町武島3163番地
大久保 満	〃 〃 〃 2282番地3

2 就任理事

氏名	住所
大久保 道治	久留米市安武町武島2278番地1

福岡県告示第1281号

久留米市高野小森野町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
高田 一	久留米市小森野6丁目16番30号
龍頭 守	〃 〃 3丁目9番20号
笠 耕待	〃 〃 3丁目2番26号

2 退任監事

氏名	住所
笠 保春	久留米市小森野3丁目21番25号

3 就任理事

氏名	住所
龍頭 英晴	久留米市小森野3丁目9番2号
堤 有正	〃 〃 5丁目2番41号
笠 正明	〃 〃 3丁目11番38号

4 就任監事

氏名	住所
高田 光秀	久留米市小森野6丁目15番31号

福岡県告示第1282号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	23年9月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市役所（西別館）	うきは市
	23年9月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市役所（西別館）	
	23年9月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民センター	
	23年9月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民センター	
	23年9月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民センター	
	23年9月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民センター	大木町
	23年9月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	大木町子育て交流センター	
	23年9月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	大木町子育て交流センター	
		23年9月14日から 23年11月13日まで	左欄の間に行う検査については、うきは市及び大木町と協議の上、指示する。	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	23年9月14日から 23年11月13日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		うきは市 大木町

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	23年9月14日から 23年11月13日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	うきは市 大木町
--	---------------------------	---------------------------------------	-------------

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	23年9月14日から 23年12月13日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	うきは市 大木町

福岡県告示第1283号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域

ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	23年9月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	桂川町役場	桂川町
	23年9月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	鴨生町公民館	嘉麻市
	23年9月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	稲築地区公民館	
	23年9月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	碓井住民センター	
	23年9月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	夢サイトかほ	
	23年9月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	カッホー馬古屏	
	23年9月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	カッホー馬古屏	
	23年9月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	嘉麻市役所山田庁舎	飯塚市
	23年10月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	サン・アビリティーズいいづか	
	23年10月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市飯塚第1体育館（ロビー）	
	23年10月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市二瀬公民館	
	23年10月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市筑穂支所	
	23年10月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市穂波公民館	
	23年10月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市穂波公民館	
	23年10月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市地方卸売市場(青果部)	
	23年10月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー	
	23年10月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市颯田支所	
23年10月19日から 23年12月18日まで	左欄の間に行う検査については、飯塚市、嘉麻市及び桂川町と協議の上、指示する。		桂川町 嘉麻市 飯塚市	

イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	23年10月19日から 23年12月18日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	桂川町 嘉麻市 飯塚市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	23年10月19日から 23年12月18日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	桂川町 嘉麻市 飯塚市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	23年10月19日から 23年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		桂川町 嘉麻市 飯塚市

福岡県告示第1284号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	23年9月27日	10：00～12：00 13：00～15：00	芦屋町町民会館 （1階大ホール）	芦屋町
	23年9月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	水巻町中央公民館	水巻町
	23年9月29日	10：00～12：00 13：00～15：00	遠賀町中央公民館	遠賀町
	23年9月30日	10：00～12：00 13：00～15：00	遠賀町中央公民館	
	23年10月3日	10：00～12：00	岡垣町中央公民館	岡垣町
		13：00～15：00	岡垣町西部公民館	
	23年10月4日	10：00～12：00 13：00～15：00	岡垣町東部公民館	遠賀郡
23年10月5日から 23年12月4日まで	左欄の間に行う検査については、遠賀郡各町と協議の上、指示する。			
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	23年10月5日から 23年12月4日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		遠賀郡

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	23年10月5日から 23年12月4日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	遠賀郡
--	--------------------------	---------------------------------------	-----

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	23年10月5日から 23年12月28日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	遠賀郡

福岡県告示第1285号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人サイエンスクリエイト

(2) 代表者の氏名

山下 壱平

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷1715番地11

(4) 定款に記載された目的

この法人は、デジタルマルチメディアを活用するユーザーおよび理工学を学ぶ若者に対して、科学技術情報等の配信や情報の加工及び理工学の教育に関する事業を行い、情報化社会の発展とそれを担う人材の育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1286号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年7月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 飛梅コアラ

(2) 代表者の氏名

北島 英哉

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市高雄5丁目3番17号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、主に地域の高齢者、障害者、病弱者に対する各種事業、利用者及びその家族の日常生活のための支援に関する事業等を行い、利用者が豊かな人間性を維持し、安全で安心した生活を送ることができるよう支援していくことで、地域福

祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1287号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山神地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し	平成23年7月29日から 平成23年8月26日まで	岡垣町役場

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

電子計算機賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092 (ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成23年8月19日(金)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

電子計算機賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成24年1月1日から平成28年12月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部情報管理課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規

定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成22年1月福岡県告示第17号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成23年9月8日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2244
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成23年7月29日（金）から平成23年9月7日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時45分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の受領期限及び提出場所
- (1) 受領期限
平成23年9月8日（木）午後5時45分
- (2) 提出場所
5の部局とする。
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 10 開札の日時及び場所
- (1) 日時

- 平成23年9月9日（金）午後1時30分
- (2) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに

加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。

- (6) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Articles and Quantity
A lease contract for a large scale system computer
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on September 8, 2011
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
Address:7-7, Higashi Koen, Hakata-ku
Fukuoka City 812-8576 Japan
Telephone: 092-641-4141 (Ext.2244)

雑 報

福岡県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定に基づき、平成22年度決算の要旨を公告する。

平成23年7月29日

福岡県市町村職員共済組合
理事長 井上澄和

損益計算書の要旨

(単位:千円)

経理区分	短期	長期	預託金 管理	業務	保健	貯金	貸付	物資	財形
収入									
負担金	6,842,299	22,165,870		229,289	286,152				
掛金	7,008,224	11,023,576			215,809				
特定健康診査等収入					83,712				
組合員貸付金利息							294,804		
受託商品手数料								12,686	
補助金・交付金	773,804			90,573	9,228		25,677		
利息及び配当金等	702		244,866	947	5,635	267,711			1
その他の収入	32,256			3	38		1,417		5,041
他経理から繰入金				42,475					
前年度支払準備金	1,160,053								
計	15,817,338	33,189,446	244,866	363,287	600,574	267,711	321,898	17,727	1
支出									
給付金	7,532,216								
役員員給与				139,298	27,778	13,926	10,542	1,738	
旅費・事務費				21,018	5,861	5,398	3,933	47	
支払利息			244,866			673,103	235,441	3,034	
前期高齢納付金・後期高齢、病床支援金	4,910,361								
老人・退職者拠出金、介護納付金	1,383,483								
連合会払込金	191,938						14,534		
連合会拠出金	723,229								
連合会分担金					1,183				
負担金払込金・掛金払込金		33,189,446							
事務費負担金払込金				101,983					
厚生費(保健事業)					583,265				
特定健康診査等費					22,184				
その他の支出	26,405			55,733	14,282	9,922	35,391	6,124	
他経理へ繰入金	42,475								
次年度支払準備金	1,155,695								
計	15,965,802	33,189,446	244,866	318,032	654,553	702,349	299,841	10,943	0
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 148,464	0	0	45,255	△ 53,979	△ 434,638	22,057	6,784	1

貸借対照表の要旨

資産									
流動資産	1,595,899	1,809,880	673,235	839,094	2,401,039	12,464,141	493,338	475,055	513
固定資産			10,209,332	15,829	10,011	58,816,311	10,034,224		
資産合計	1,595,899	1,809,880	10,882,567	854,923	2,411,050	71,280,452	10,527,562	475,055	513
負債									
流動負債	602,543	1,809,880		8,740	26,946	68,043,124	156	2,563	
固定負債	1,155,694		10,882,567	444,884	64,811	46,148	9,309,938	353,394	
負債合計	1,758,237	1,809,880	10,882,567	453,624	91,757	68,089,272	9,310,094	355,957	0
資本剰余金									
利益剰余金(次損金)	△ 162,338			401,299	2,319,293	3,191,180	1,217,468	119,098	513
純資産	△ 162,338	0	0	401,299	2,319,293	3,191,180	1,217,468	119,098	513
負債・純資産合計	1,595,899	1,809,880	10,882,567	854,923	2,411,050	71,280,452	10,527,562	475,055	513